

## 静岡県立静岡中央高等学校の施設等の開放に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、静岡県立静岡中央高等学校の施設等の開放について、その円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (利用者の範囲)

第2条 要綱第5条に定める開放施設等を利用できる者は、代表者が市内に在住する成人で、文化活動又はスポーツ活動を目的に掲げる、5人以上の団体とする。ただし、グラウンド使用については、本校の所在する静岡市葵区内で活動するジュニア育成団体に限り、利用団体の登録ができるものとし、法人（企業）等が主として運営する営利団体は、同登録手続きの対象外とする。

なお、土日祝日分のグラウンド開放日においては、静岡市内で活動するジュニア育成団体に限り開放できるものとする。

### (利用団体の登録)

第3条 要綱第5条の規定に基づき、開放施設等を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、利用年度開始前月にあたる3月1日から3月14日までの間に、開放施設等利用者登録申請書（様式第1号）及び利用者名簿（様式第2号）を静岡県立静岡中央高等学校施設開放委員会（以下「施設開放委員会」という。）に提出しなければならない。

2 平日夜間の利用については、前年度末に曜日ごとに年間利用団体を登録するものとする。この場合において、利用希望曜日が重なったときは、隔週利用や半面ずつの利用等で調整する。ただし、調整がつかない場合は、地域性等を考慮し決定、若しくは抽選で決定する。

3 施設開放委員会は、前年度の会議において登録申請書を審査し、利用を承認した団体には登録証（様式第3号）を交付する。

4 中途の団体登録については、5月1日から7月31日までに登録申請があった場合のみ、施設開放委員会において審査し、利用を承認した団体には登録証を交付する。なお、中途の利用については、10月1日からとする。

### (開放施設及び利用種目)

第4条 開放施設等は、次の表の左欄に掲げる施設とし、利用できる種目は、それぞれ同表の右欄に掲げる種目とする。ただし、施設開放委員会が特に必要があると認められる場合には、開放施設及び利用種目を追加及び変更することができる。

開放施設	利用できる種目
グラウンド	サッカー
体育館	バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、インディアカ、体操、柔道、剣道（トレーニング機器の使用は除く） なお、備品の借用については、その都度協議する。
校舎 2階 普通教室1・書道室	文化講座 等

### (開放日時)

第5条 開放日時は、次の表のとおりとする。ただし、本校の授業・行事・部活動等が行われる場合には、開放日時の変更又は開放を中止することができる。

2 開放時間は15分単位とし、15分未満の時間は切り上げる。

区 分	平 日	土・日・祝日	備 考
グラウンド	19:15 ~ 20:30	13:00 ~ 15:00 15:00 ~ 17:00	※1、※2 人工芝保護のため、使用制限を することがある。
体 育 館	19:15 ~ 20:30		
校 舎 [対象範囲] 2階 普通教室1 書道室			
		※3 9:00~21:00	(1)生涯学習講座が開催される 場合は、利用を制限する場 合がある。 (2)学校施設開放以外の町内会の 催し、公共機関が開催する検 定試験等の体育館、校舎等の 使用については、その特別な 事情に応じて、別途「一般開 放」の扱いで利用を検討する。

※1. グラウンド人工芝の摩耗や関連施設の破損状況によっては、相当の期間開放を制限する場合があります。

※2. 土・日・祝日開放を含めたサッカー団体の年間登録枠を9団体までにする。

また、利用は2時間単位とし、申請可能枠を1団体3枠までとする。

※3. 土・日・祝日の体育館及び校舎の学校施設開放については、本校教員や公共教育機関が運営する講座等の場合に限り、開放する。

※4. 施設開放委員会は、上記の表中の利用日時に係らず、夏季節電対策の推進（県教育委員会）や災害等の特別な事由が生じた場合は、利用を中止または、利用時間帯を変更できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間は、開放をしないものとする。

(1) 施設開放委員会が登録証を発行するまでの間

(2) 通信制日曜スクーリング実施日

(3) 入試業務期間中

(4) 12月28日から翌年1月3日までの間

(利用計画の決定等)

第6条 施設開放委員会は、施設開放計画を決定の上、毎月当該計画を利用日前月の末日までに、登録を許可された団体（以下「登録団体」という。）に通知する。

2 施設開放委員会は、学校運営上支障がある場合には、当該計画決定後においても登録団体に対し、利用の中止を命ずることができる。

(利用の手続)

第7条 登録団体は、開放施設等利用申請書（様式第4号）を、利用日前月の20日までに施設開放委員会に提出しなければならない。また、提出期限の20日が土・日・祝日の場合は、直前の平日までとする。

なお、利用日前月21日以後の利用申請については、予約状況に空きがあっても受け付けない。

2 利用時間は15分単位とし、15分未満は切り上げて申請する。

3 施設開放委員会は、前項の申請を許可したときは、開放施設等利用許可証（様式第5号）を交付するものとする。

4 登録団体は、開放施設等の使用が終わったときは、施設開放委員会に開放施設等利用報告書（様式第6号）に必要事項を記入し、速やかに提出しなければならない。

5 第1項の許可を受けた団体が、利用を辞退し又は変更をしようとするときは、開放施設等利用許可証を添えて施設開放委員会に速やかに申し出、その指示を受けなければならない。

(利用の調整)

第8条 利用日の前月の20日時点で同一の開放施設等を2団体以上が利用申請をした場合は、次に掲げる事項により、利用団体を決定する。

2 平日の利用については、前年度末に登録された団体のみ利用することができる。

3 土・日・祝日のグラウンドについて、団体間に差異がない場合は、利用申請が受理された日の早い団体を優先する。

4 第3項によっても調整がつかない場合は抽選により決定する。

(鍵の借用・返却)

第9条 施設利用に必要な鍵の借用をする場合は、原則登録団体の責任者が本校事務室へ登録証及び開放施設等利用許可証を提示し、鍵借用簿に必要事項を記入のうえ、借用手続きを行う。

2 鍵の借用手続きは次表の時間までに行うものとする。

利用日	手続き時間
平日	施設利用当日午後5時まで
土・日・祝日	利用日前日（前日が休業日の場合は利用日直前の平日）の午後5時まで

3 責任者は、施設利用後速やかに鍵を返却しなければならない。

(経費)

第10条 電気料は、「行政財産の使用許可等の事務取扱いについて（最終改正平成29年3月31日財管第562号）」第6項により、登録団体が利用した実績（様式第6号）に基づき算出した使用電気料相当額を、利用した登録団体から徴収する。ただし、部分使用の場合は、使用面積等により案分する。

2 電気料以外の経費のうち、利用者負担が適当と思われるものについては、前項と同様に算出し、徴収する。

3 利用団体は、第1項及び第2項の規定により算出された経費を、指定した納期限までに、速やかに納めるものとする。

(利用者の遵守事項等)

第11条 利用団体は、開放施設等の使用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用時間を厳守すること。

(2) 申請許可日に当該施設を利用しない場合は、事前に利用しない団体・日時・施設及び利用しない理由をメールすること。

(3) 指定した施設以外の施設には立ち入らないこと。また、借用備品以外には手を触れないこと。なお、

借用備品は正しく丁寧に使用し、絶対に目的以外には使用しないこと。

- (4) 学校の都合、天候等により、施設開放委員会が施設等の開放の中止を指示した場合は、これに従うこと。
- (5) 学校敷地内（駐車場の車内を含む）における飲酒、喫煙は固く禁止するとともに、学校敷地外で喫煙する場合は、吸い殻等の投げ捨ては絶対しないこと。
- (6) グラウンド人工芝で、飲食しないこと。
- (7) 学校敷地内での火気使用は固く禁止する。
- (8) 学校敷地内への危険物の持ち込みは固く禁止する。なお、大きな機材等を持ち込む場合は、必ず申請時に届け出て許可を得ること。
- (9) 騒音を発することや、乱暴な行為等により、他の利用者、学校関係者、周辺住民等に絶対に迷惑をかけること。
- (10) 利用に際し、本校の開放施設・設備又は第三者の施設・設備等を損傷した場合は、施設開放委員会が指定した連絡先に直ちに報告し、その指示に従うこと。
- (11) 登録証及び開放施設等利用許可証を、他の団体等に譲渡・貸与しないこと。
- (12) 物品を展示する場合は、申請時に施設開放委員会の許可を得ること。
- (13) 張紙等の行為をする場合は、申請時に施設開放委員会の許可を得ること。
- (14) 本校利用時における、営業・販売目的での行為は固く禁止する。
- (15) 施設使用後は清掃等の原状回復をし、施錠すること。また、発生したごみは必ず持ち帰ること。
- (16) 学校敷地内での事故や盗難には、学校は一切の責任を負わないので、十分注意すること。

2 前項各号について違反があった場合は、その程度・頻度により、当該施設等利用団体に対し、本校施設の利用登録を一時又は長期間抹消するものとする。また、第10条第3項の違反があった場合も、同様の措置を決定できるものとする。

(特例措置)

第12条 第2条及び第5条の規定にかかわらず、要綱第2条に該当する活動に係る申請があった場合には、施設開放委員会において審議し、利用を認めることができる。

2 前項により利用を許可した場合の施設利用経費は、申請団体と施設開放委員会が協議の上、決定するものとする。ただし、当面は第10条の規定を適用する。

(登録の延期等)

第13条 第3条に基づく登録は、施設開放委員会の協議により、延期することができる。

2 前項に基づく延期期間及び開始時期については、施設開放委員会の協議により決定する。

附則

この細則は令和3年4月1日から施行する。

附則

この改正は令和3年5月25日から施行する。

附則

この改正は令和4年8月17日から施行する。

附則

この改正は令和4年9月1日から施行する。

附則

この改正は令和5年3月1日から施行する。

附則

この改正は令和6年2月1日から施行する。